

審査基準

平成17年 8月31日作成

法令名	自動車の保管場所の確保等に関する法律（保管場所法）
根拠条項	第4条第1項
処分の概要	自動車の保管場所証明
原権者(委任先)	警察署長
法令の定め	保管場所法第3条（保管場所の確保） 保管場所法施行令第1条（保管場所の要件） 保管場所法施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）
審査基準	
標準処理期間	7日間（行政機関の休日と定める日を除く。）
申請先	自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通総務係
問い合わせ先	神奈川県警察本部 交通部 駐車対策課 駐車対策係 （電話045-211-1212 内線5275）
備考	